

知事コメント
(代執行訴訟への対応について)

先般の最高裁判所の判決を受け、沖縄県としてはこれまで、判決内容を精査するとともに、県政の安定的な運営を図るため、県民、行政法学者の方々等から寄せられた様々なご意見の分析を行い、対応を検討してまいりました。

このような中、国土交通大臣は、地方自治法に基づき勧告及び指示を行い、さらに、10月5日、承認を沖縄県に命ずる判決を求めて代執行訴訟を、福岡高等裁判所那覇支部に提起しました。

私としましては、訴状の内容を精査してまいりましたところ、沖縄防衛局の埋立変更承認申請について沖縄県に承認せよとの国土交通大臣の請求の趣旨には承服できないことから、本日、同訴訟に応訴することといたしました。

県民、国民の皆様の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年10月11日
沖縄県知事 玉城 デニー